

を散ずるに過ぎぬことになつた。

(二)大聖寺藩—大聖寺藩に詩賦あることは、寛文四年河野通英の來仕したを初とする。通英は林道春高弟の一人であつた。その子通尹亦詩文を能くした。享保以降大幸岱賦あり、太宰春臺に學び、門下に那古屋一學がある。

草鹿北軒は醫にして詩賦を好み、河野通英と相唱和したが、子孫蓮溪、遼齋、連浦皆その技を能くした。又岱賦と時を同じくして樫田東巖があり、その長子を北岸といひ、七男は有名なる大田錦城であつた。安永の頃には東方祖山があり、その子を蒙齋といひ、蒙齋の子芝山は藩末の頃に當つて才名最も高く、その他坂井梅屋、野田巽齋、平井復齋、兒玉旗山等も亦各一方に雄視した。

シブエ 澁江 鹿島郡の舊村名。天正七年甲山の城主平子和泉・轡田肥後等が、温井景隆・三宅長盛と争戦した時、鈴木新三郎は肥後に屬し、松山の下澁江村に戦死したとある。澁江村は後世存せぬが、松百に併合せられたものであらう。

シブエウラ 澁江浦 鹿島郡松百の海濱をいふ。澁江の入海といふも同じい。
シブギヨウ 地奉行 ↓デンチワリ 田地割。

シブギン しぶ銀 ↓ギンカ 銀貨。
ジフクイン 慈福院 江沼郡大聖寺の五軒町に在つて、眞言宗に屬する。天正中能登石動山の陥落した時、大宮坊空性來つて之を建てたが、後廢寺となり、元祿二年榮眞更に再興した。

ジフクイン 地福院 鳳至郡中居に在つて、眞言宗に屬する。山號は瑞鳳山。六所大明神・

鑄物職道神瑞鳳大權現を安置するといふ。寶永一覽記に、『地福院、海を見晴し、風景殊によし。』又能登名跡志に、『此村氏神は六所の大明神也。神主神杉氏也。別當地福院也。』とある。

ジフクジ 持福寺 金澤三十三所觀音西國順禮歌に、『七番地福寺、後の世のたねをまきおく地福寺やさとの花もやがて開かん』とあるが、地福寺と書いたのは非である。この持福寺は當山派の山伏で、初め新堅町に在り、後八坂に轉じ、明治元年復飾して金峰守人と稱し、寺院を神祠としたが、今は無い。

シフゴロク 四不語錄 正徳六年淺加久敬の著。怪力亂神の四部に分かつて書く豫定であつたが、その中の怪の部だけが成つたものであらう。一名を吼噓物語とも今怪物語ともいひ、古今著聞集・宇治拾遺・吉野拾遺・大和怪異記その他の諸書に見え、近くは加越能三州内にあつた古今の怪談奇事を編してゐる。

シブタ 澁田 鳳至郡南志見郷に屬する部落。
シブタガハ 澁田川 鳳至郡川西の山中に發し、澁田の濱に至つて海に注ぐ。流程二程。
シブタジヨウ 澁田城 鳳至郡澁田に在つた。越登賀三州志故墟考に、『南志見郷澁田城跡は、澁田村の一向宗照光寺境内といふ。此寺地を方人井口山とも呼ぶ。相傳、井口三郎左衛門・同藤彌丞居たりと。三郎左衛門は本願寺門徒の由。其末裔此村の照光寺といふ。』とある。

シブトジマ しぶと島 鹿島郡能登島なる野崎の東方に在る島。
シフヤリヨウ 澁谷亮 通稱澁藏、字は子

亮、松堂又は獨漁子と號し、越中礪波の人で金澤に來り住した。亮學を好み、老莊浮屠より稗史小説に至るまで讀まざることなく、以て六經の研鑽に資した。亦易を能くし、其の見る所一家の獨創に係るものであつた。嘗て大學辨志學辨詩因、窮鬼夢談・蝙蝠學士論等を著し、又字義に精しく、恒に秦漢以來古義を失ふを以てその説を立て、爲に識字揭標等の書を編した。又詩書畫を能くし、詩は一種の風骨あり、畫は大雅を祖述した。著す所に梧窓詩話がある。寛政九年二月廿一日歿、享年七十。横山國卿の教授に終つた。その子徹石亦學を能くした。

シブン 士分 加賀藩では御歩並以上の給人を凡べて士分といふた。

ジブンエンリヨ 自分遠慮 加賀藩では、士人が自ら謬つたことを知つて謹慎するを、自分遠慮とも自分指扣ともいふた。その結果、或は之を當然なりとして遠慮又は指扣を命ぜられることもあり、或はその儀に及ばずとして解除せられることもあつた。

ジブンチ 自分知 藩士中高祿の者は、知行の一部を藩侯の與力知として上納することになつてゐたものがある。故に總知行のうち與力知を除いたものを自分知といふた。役料知も亦自分知の外である。

シホ 鹽 (一)鹽の專賣—製鹽は加賀藩の專賣で、専ら能登の外内浦にのみ行はれ、前田利常の時から之を獎勵し、細民をして従事せしめ、特別の保護を與へた。

(二)鹽役人—鹽奉行は改作奉行の兼務する例で、鹽の收納販賣その他一切の事務を掌り、郡奉行もその管轄區域に屬する製鹽事務に參

與した。鹽裁許人は七尾及び宇津津に常設する鹽裁許所に勤務し、收納販賣の實務と鹽業に關する訴訟裁判に當つた。又鹽奉行の下に小代官・吟味役があつて、小代官は鹽裁許所及び製鹽地に出張し、倉庫を開閉し、鹽吟味役は密賣買を取締つた。以上は皆士分又は足輕である。又鹽取締役は御扶持人十村の兼掌で、收納販賣に關係し、鹽相見人は村肝煎を以て任じ、取締役を助け、特に倉庫の開閉に立會ふ。又一村數人の枅取人があり、鹽の俵裝に際し升量を掌つた。

(三)鹽問屋—地方の富豪に就き、藩から之を命じた。問屋にして死亡又は辭退した時は、取締役より鹽奉行に報告し、代員を豫選申請する。鹽奉行銚術の後之を採用したる時は、問屋は鹽裁許所に出現して宣誓するを要した。

(四)鹽師—加賀藩は鹽師保護の爲、生産費及び食糧として前年中に玄米を貸與し、翌年の製鹽を以て返還せしめた。之を鹽手米と稱し、鹽師は明年自己の製産し得べき量を豫定して鹽手米の貸下を請ひ、その一石に對して鹽九俵を上納するを要した。若し生産に餘剩あれば、製鹽の豊凶により八俵又は八俵半に就き玄米一石の割合を以て賠償せられた。之を追鹽手米といふた。故に製鹽は全部が藩の收納する所で、鹽師自家用のものも、各組毎に春秋兩度藩より貸與を請ひ、後に代錢を以て返納することを要した。その他鹽師には鹽釜も亦下附せられ、その代價は鹽を以て年賦賠償を命ぜられた。

(五)鹽の俵裝—鹽一俵は五斗入りで、一年の減量を三升と見積り、重量凡べて十三貫三

とある。